

2025 年 5 月 23 日

各位

会 社 名 NANO MRNA株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 秋永士朗
(コード番号：4571)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 藤本浩治
(TEL 03-6432-4793)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2025年6月27日開催予定の第29回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の理由及び改定の内容

本制度は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、監査役会設置会社への移行に伴い改定し、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とは別枠で、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の総額は、年額50百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内）として株主の皆様のご承認をいただいております。

この度、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と改定することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額は、年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内）とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内。ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の

終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利としない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上